

第1回 小田原漁港交流促進施設指定候補者選定委員会 会議録

日 時：平成29年10月13日（金）午後2時00分から午後4時45分

場 所：小田原市役所301会議室

出席者：【委員】湯川委員、畠田委員、志村委員、高村委員、大坪委員、篠原委員、山内委員
【事務局】杉本経済部副部長、佐藤水産海浜課長、内田副課長、大井副課長、菊川主査、
内田主査、金本主任

傍聴者：1名

【会議概要】

佐藤水産海浜課長の進行により会議は開会され、山内水産振興担当部長があいさつを行った。委員の自己紹介と事務局の紹介を行い、委員会への諮問事項を読み上げたのち、委員長選出まで杉本経済部副部長が議事進行を行うこととなった。

小田原漁港交流促進施設指定候補者選定委員会規則第5条第2項の規定により、「会議の開催には定数の2分の1以上、すなわち4名以上の出席を要することとなっている。」旨の説明を行い、出席委員は7名であることから、本日の会議が成立していることを報告した。

【議題】

(1) 会議の公開・非公開について

小田原漁港交流促進施設指定候補者選定委員会傍聴要領案について、委員に諮り「異議なし」とのことで、同傍聴要領が確定された。また、会議の公開・非公開の是非について委員に諮り、公開にするという事務局提案について「異議なし」とのことで、全部公開することとなった。

(傍聴者が1名（別紙受付名簿のとおり）おり、事務局が誘導し、入場させた)

(2) 委員長の選出について

小田原漁港交流促進施設指定候補者選定委員会規則第4条の規定により、委員長は委員の互選により選出されるため、事務局から湯川委員を委員長にという案について委員に諮り、「異議なし」とのことで、湯川委員を委員長とすることとなった。

湯川委員長からのあいさつがあり、事務局から配布資料の確認を行ったのち、以降の議事進行は湯川委員長が行った。

(3) 小田原漁港交流促進施設の概要について

事務局から資料3に基づき説明がなされた後、質疑の確認が行われ、次のとおり質疑があった。

委員：施設ゾーニングは、内装等を含めすべて指定管理者が行うということか。

事務局：施設ゾーニングはあくまで一定の想定として示したものである。1階から3階の配置は固定とさせていただきたいが、テナントの店舗数や配置等は指定管理者からの提案によ

り決定していきたいと考えている。また、テナントは公募による選定を想定しているが、内装工事等はテナントにより実施していただくことを考えている。

委員：駐車場に関して普通車の記載はあるがバスはどうか。

事務局：現在、神奈川県と協議しているところであり、県営駐車場の左側に5台程度を確保したいと考えている。

(4) 指定管理者制度の導入について

事務局から資料4に基づき説明がなされた後、募集形態を公募とし、指定期間を5年とする事について委員に諮られ、「異議なし」とのことで、承認された。

(5) 指定管理者募集要項（案）等について

事務局から資料5及び6に基づき説明がなされた後、質疑の確認が行われ、次のとおり質疑があった。

① 1ページから4ページの「2 管理運営方針」について

委員：年間来場者数50万人については、申請者があらためて推計し提案する形式をとるのか。

事務局：年間来場者数50万人は、あくまでも市が推計した考え方であり、申請者においては別の視点をもって提案をしていただいて構わない。

ただ、申請書の添付書類に収支計画があり、年間来場者をどの程度見込むかにより収支に影響してくるものと考えている。必ずしも来場者数をもとに収支計画を作成するとは考えていないが、市の考え方として、目標50万人を掲げている以上、これを無視するような提案もどうかというところであり、これらを踏まえ、提案を審議していただきたいと考えている。

委員長：目標50万人を基本としながらも収支計画とのバランスで提案をみていくことになるのかと考える。

② 4・5ページの「3 指定管理者が行う管理の基準」と「4 指定管理者の業務」について

委員：施設の概要について、先ほどの議論でバスが入るとのことだが、募集要項等では記載がなく現地説明会で説明されるということか。

事務局：来場者誘致の点では重要な点と考えているため、県と協議をしながら示してまいりたい。

具体的には、募集要項の補足資料での明示を考えているがいかがか。

委員長：応募検討者がわかればよいので、現地説明会での説明でよいのではないか。

委員：開館時間は午前9時から午後9時ということだが、駐車場の管理も同じ時間ということか。

事務局：同じである。隣接する小田原市漁業協同組合の施設や蓄養水面では、漁獲物等を取り扱う予定であることから盗難の可能性がある。防犯や衛生管理の観点から、臨港道路入り口をゲート管理し物理的に遮断していく予定である。

委員：開館時間については、午後9時まででは場合によっては遅い。休館日については、県では上限を設けて、休館が多くなならないよう制限をかけるような方法をとっているが考えていないか。

事務局：開館時間と休館日については、9月定例会で条例が可決されこの規定がされたところである。開館時間の午前9時から午後9時までについては、あくまでも施設全体の開館時間であり、個別の店舗ごとの営業時間は提案により異なるものと想定している。一方、多目的室については、自治会等の要望により会議室利用が想定されており、午後7時から2時間程度の利用が想定され午後9時までとしている。あくまでも施設全体の範囲を定めたものとお考えいただきたい。また、時季によっては、早い時間に日の出の眺望が楽しめる想定され、臨時での時間変更はありうると考えている。休館日についても、最低限を定めたものであり、1月1日を開館する場合も想定され、弾力的に動けるようにしている。

委員長：そのあたりのニュアンスが伝わるようにしてはどうか。

事務局：現状、条例の規定を転記したような形をとっているため、補足を追記するか検討したい。

③ 7ページの「11 応募資格」について

委員：仕様書(案)の7ページの物品の帰属について、指定管理者が購入しなければならないものの範囲は示しているか。

事務局：仕様書(案)の22ページに市が整備する予定の備品一覧表を示している。指定管理者制度では、基本的に指定管理者が指定後そのまま活動を行えるよう最低限の物品を示しているところである。

委員：応募資格について、県の場合は要件の一番に県内に事務所がある等を掲げているが、そのような要件はあるのか。また、実績を求めているが、過去に指定の取消等を受けている場合の確認項目は設けているか。

事務局：応募資格においては、当該施設には一定のノウハウが必要であることから、広く門戸を開くため事務所等の所在地による要件は設けておらず、審査基準において加点をするよう考えている。指定の取消等の実績については、把握する必要があると考えるため盛り込みたいと考えるがいかがか。

委員：市の方でそのように判断されるのであれば盛り込んでいただきたい。

事務局：承知した。

委員：6ページの8指定管理業務の実施に要する経費のうち(2)について、「収支」と「利益」が混同しているため「収支」に統一した方が良いと思われる。

事務局：承知した。

委員：6ページの10指定管理者が設置した施設等の帰属について、東京のアンテナショップでは、事業者が内装やレイアウトを変えたいといった意向がある。現状の書きぶりでは、

事業者と市の関与する範囲がわかりにくい。

事務局：この募集要項については指定管理者の募集に特化した書きぶりとなっているが、指定管理者の指定後には、出店者を公募することとしている。店舗の内装等は出店者が負担することを考えており、市と指定管理者と出店者それぞれの立場が存在することになる。指定管理者の実際の応募の際には、図面等が添付されることから施設の帰属の範囲は図面等をみれば理解できるものと考えている。

委員：それぞれの施設等の帰属が曖昧にならないよう対応すべきである。

委員長：現地説明会での説明や要項の修正等を検討することとしたい。

委員：3ページの(3)②のア、イについて、限定的に書きすぎている感があり、指定管理者の提案に任せた方が良いのではないか。

事務局：本市では以前より、小田原の魚ブランド化・消費拡大協議会という協議会を立ち上げて活動を行ってきた。交流促進施設は、この事業の最終地点として、かます棒や小田原城前魚の販売拠点として位置付けたいと考えている。したがって、①オや②アは必ず記載したいと考えているが、確かに②のイの書きぶりではターゲットを限定したような書きぶりとなっている。ターゲットをどのように捉えるかについては、客層等を分析した結果の提案となり、意欲・やる気を量ることに繋がるため変更を検討したい。

委員長：②アを重点とし、②イを統合させる書きぶりにしてはどうか。

事務局：承知した。

④ 12ページの「18 選定の基準」について

委員：申請書の添付書類として役員名簿があるが、記載する役員の生年月日や住所は個人情報になるので、委員に渡す際は黒塗り等で消して渡してほしい。

事務局：承知した。

委員長：審査基準の19ページについて、経営や事業展開に配点が多く、逆に施設の設置目的の達成に配点が高い。経営が上手な申請者が選定される恐れがあり、施設の設置目的を達成するという本来の意義を失いかねないため、配点の見直しを行いたい。事業計画書の1基本方針の(1)(2)にそれぞれ5点配点、計10点としたい。

また、審査基準のうち「施設の効用を最大限に発揮させる事業計画及びその管理運営能力」については、審査項目が3つにも関わらず40点の配点があり疑義を持たれやすいため、10点ずつにして30点とする。

また、「利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上」では、事業計画書と照らし概ね3つに分けられ、各10点の計30点配点できないかと考えている。

合計で100点となるため評価しやすいのではないか。

委員：審査基準のうち審査項目の配点の細分化を行った方がよい。事前配布資料では視点が記載されていたがなぜ公表しないのか。

事務局：審査項目を大きな枠組みでの配点としたのは、細かい配点を示すことで、その細かい配

点に沿った点取りのような提案を避けるためであった。具体の視点は、事業計画書の記載例とリンクしており、実際の審査についても委員には細かい視点を用意する予定であった。

委員：事前配布の審査基準では、「施設の効用を最大限に発揮させる事業計画及びその管理運営能力」のうち「施設の維持管理の内容及び効用発揮の実現可能性」の2区分については統合してもよいと考える。

また、同基準のうち「管理運営方針を理解した事業展開」については、次の収支計画に連動するものであり、項目削除も考えられる。

委員長：「施設の設置目的の達成」への加点を行い、傾斜配分を行うべきではないか。

事務局：事業展開については、施設をスケルトン渡しするため、どのような店舗をどのように配置するか等、事業者の提案が分かれる重要な項目だと考えている。収支計画とは連動するとはいえ、基本方針に掲げる水産物等の地場産品をどのように取り扱うか等を審査する独立した項目とさせていただいた。

委員長：公表する募集要項にはわかりやすい記載を検討し、細かい視点については内部資料として取り扱う方向としたい。また、事前配布資料の審査基準の視点のうち、「施設の効用を最大限に発揮させる事業計画及びその管理運営能力」のうち「施設の維持管理の内容及び効用発揮の実現可能性」の2区分について、「基本的な考え方」と「具体的な内容（提案）」を統合して5点とする等の精査は可能かと考えている。

事務局：審査基準の配点については小計が100点の方がよいか。

委員長：委員の理解のもと、傾斜配分がなされれば100点にこだわるものではない。

委員：事前配布資料の審査基準の視点をもとに議論を行った方がよい。

委員長：それでは事前配布資料の審査基準をもとに議論を進める。

まず、「施設の設置目的の達成」については、先ほどの議論のとおり、視点を2区分とし各5点を配点し計10点とさせていただきたい。細かい文言等については、事務局と相談し決めさせていただきたい。

また、「施設の効用を最大限に発揮させる事業計画及びその管理運営能力」のうち「施設の維持管理の内容及び効用発揮の実現可能性」の2区分について、「基本的な考え方」と「具体的な内容（提案）」を統合して5点とする。

委員：分けた理由はあるか。

事務局：方針と具体の提案を分けたという趣旨であり、統合することでの支障はない。

委員長：「収支計画及び管理運営経費の縮減」についてはどうか。

委員：「適切な管理運営経費」が「収支計画の整合性」と重複しているように読める。

事務局：審査項目では、「縮減」を記載しているため、この意図を反映させたい。

委員長：それでは、「適切な管理運営経費」を「管理運営経費の縮減」等の記載の方向性とし調整を図らせていただきたい。

委員長：続いて、「利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上」についてであるが、意見と「利

用者サービスの向上について」の2区分についても統合したい。また、「地域振興、水産振興、観光振興の取組」については、施設の設置目的の達成に近いのではないかと。

事務局：「地域振興、水産振興、観光振興のための情報発信の方策について」と修正したい。

委員長：全体の確認をしたい。

1 番目「施設の設置目的の達成」については、審査項目を2項目にわけ、配点は各5点の計10点。

2 番目「関係法抵当の遵守及び規程の適切な管理」については、案のとおり。

3 番目「安定した管理の履行に必要な人員及び財政基盤」についても、案のとおり。

4 番目「施設の効用を最大限に発揮させる事業計画及びその管理運営能力」については、視点の配点を変更し全体で30点。

5 番目「利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上」についても、4番目にならい30点。

6 番目「その他施設の設置目的達成に必要な事項」については、案のとおり。

小計100点となります。

細かい文言は事務局で整理することとします。

事務局：確認だが、審査基準の視点は公開すべきか。

事業計画書の記載内容とリンクはするものの、先ほどの委員ご指摘のとおり、そもそこの会議が公開でもあり、非公開とする必要があるのかの意見もあり審議いただきたい。

委員長：細かい配点は伏せつつ視点は記載する方向でいかがか。

⑤ 13ページの「22 選定結果」について

委員：指定候補者が指定前に辞退等をした場合を想定した記載はないのか。

例えば、審査の結果の1位のものが何らかの理由により指定できない場合、2位の者を繰り上げる等の記載をしておかなければならないのではないかと。

事務局：現状、審査後に個別に申請者に対し順位を通知することを考えている。

基準点60点を超える申請者であれば、上位者が辞退等した場合でも協議は可能と考えている。

委員：それを要項等に記載しなくてはならないのではないかと。

県では、「場合がある」等の記載で対応している。

委員長：1位の者が辞退等をした場合、再募集をかけるのか、再審査を行うのか、柔軟な対応が可能な書きぶりを検討すべきと考える。

事務局：承知した。県や他事例を参考とし検討したい。

⑥ 「24 スケジュール」について、7番目に申請様式等について不備等がないかどうか

委員：プレゼンテーションの時間や方法について伺いたい。

事務局：詳細は今後検討する。

委員：台風や各種警報発令時の対応方針について重要と考える。

事務局：仕様書（案）４ページで基本的な考え方を示させていただいた。

委員：市の施設ということで、市章等の掲示はするのか

事務局：市の施設すべてが市章を掲げてはいないが、半旗の掲揚等について、市は積極的に行っているため、指定管理者には半旗の掲揚等に対応していただきと考えている。

また、施設愛称を募集し決定する予定でいる。

委員：施設愛称については募集要項に記載はしないのか。

事務局：施設愛称は市が主体で行う予定である。

スケジュールとしては、今年の１２月から募集をかけ、市内部での一次選考のち商標等の確認を行い、５月のあじ・地魚まつりで一般の方の意見を伺い、２次選考と進む流れである。この流れの中で、３月に指定される指定管理者の意見も踏まえることを考えているが、このことを募集要項に記載した方がよいか。

委員：「愛称を使用すること」等を募集要項に記載しないことで支障が生じなければそれでよい。

委員：７ページで「道の駅に類する施設」について、表現がわかりにくいと感じる。

道の駅は県内で３施設しかなく、この表現に縛られると応募しにくい印象である。

事務局：公募は全国募集であるため、現在全国で道の駅は１、１１７施設ある。

「類する施設」としては、高速道路のパーキングエリア、地域の農産物等の販売施設、ドライブイン、道路の休憩施設等、一定の規模の販売や駐車場を有している施設を想定している。確かに、「類する施設」ではわかりにくい印象はあると思うので、このような施設を例示する方向で検討したい。

委員長：募集要項４ページの３（３）について、廃棄物を減らしていく、特に食品ロスの観点から方針を追加してほしい。これに伴い、仕様書等の見直しを図ってほしい。

事務局：事業計画書の項番７（１）において、提案の投げかけをする予定である。

民間ならではの独自提案を期待することであるが、募集要項に盛り込むことは支障ない。

委員長：審査基準のうち「その他施設の設置目的達成に必要な事項」について、「その他施設」と捉えかねないのではないか。

委員：「施設の設置目的達成に必要なその他の事項」ではいかがか。

事務局：承知した。

（６）その他

事務局より、募集要項の審査基準の視点については公開すること、また、第２回委員会について、日程を平成３０年１月２４日水曜日とすること及び会議は非公開とすることについて、委員に諮り、「異議なし」として承認された。